

# 『行田市地域防災計画』 改正概要

(資料 4)

## 1 訓練の検証による改正

### 職員の配備体制(第1編 P21)

配備体制		配備基準	対象職員	活動内容
災害対策本部を設置する体制	3号体制 (緊急体制)	(地震)として市内で「震度5強」ときの揺れが発生したとき	全職員	実施の体制として、非常備体制の活用を急ぎ、対応するに及ぶ。
		(風水害等)水位に達したとき、(風氾濫)水位が市長が必要と認めるとき	・災害対策本部員 ・災害対策本部員 ・必要に応じて全職員	
災害対策本部を設置する体制	4号体制 (非常体制)	(地震)として市内で「震度6弱以上」ときの揺れが発生したとき	全職員	のて応ずるための推進を、他推し進め、及びその体制を組織し、緊急救助体制を組む。
		(風水害等)避難判断水位に達し、災害対策本部が発令したとき		

# 『行田市地域防災計画』改正概要

## 2 県の計画を踏まえた改正

### (1) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正・追加

#### ①生活環境の配慮（第2編 P140～P141）

「避難所開設当初から」生活環境に配慮をする旨の追記

#### ②生活用水の供給の整備（第2編 P161）

災害用消防井戸の活用のほか確保手段の多様化に努める旨の追記

### (2) ジェンダー視点を踏まえた避難所の開設・運営

#### ①避難所運営マニュアルの作成（第2編 P134）

避難所運営マニュアルの作成時に、県が令和6年度に独自に策定した「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準の手引き」を基づく旨の追記

# 『行田市地域防災計画』 改正概要

## 3 現状を踏まえた改正

### 食料の供給体制の整備(第2編 P161)

- ①地震被害想定調査において想定した「関東平野北西縁断層帯地震」による避難者数約**12,000人**のおおむね3日分（県と市でそれぞれ1.5日分）及び災害救助従事者用の3日分に相当する量を目標として食料の備蓄を実施する。  
なお、個人備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標として啓発に努める。

## 4 時点修正

### (1) 第2編

- ①土地利用状況、人口集中地区・市街化区域、道路の整備、面整備状況、老朽化対策の推進

### (2) 資料編

- ①各種一覧の修正  
一般廃棄物（収集・運搬）許可業者、学校関係施設、高齢者施設、社会福祉施設、庁用車両、消防無線施設配置、消防水利・消防力、重要水防箇所、行田市指定給水装置工事事業者、都市計画道路整備状況
- ②県制度融資の貸付における利率の修正